中間前金払の手続きフロー

＜請負者の手続き＞

入　　札

↓

落札者の決定

「部分払の対象となっている工事」の場合 → 中間前金払と部分払の選択に係る届出書
＜契約課へ提出＞

「部分払の対象となっていない工事」の場合 ↓

契約書作成

↓

契　約　締　結

↓

当初の前金払の請求（請負代金額の１０分の４以内）
及び前払金の受領
＜工事予算課＞

↓

認定請求書、工事履行報告書、工程表
＜工事予算課へ提出＞

受理 → 中間前金払の要件の調査
＜工事予算課で④の確認＞

↓

中間前金払の要件の調査
＜工事担当課で①、②、③の確認＞

＜中間前金払の要件＞
①工期の２分の１を経過していること
②工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること（出来高が５０％以上であること）
④既に前払金が支出済であること

↓

認定の可否を決定
＜工事予算課＞

認定調書を通知 → 保証事業会社に中間前金保証の申込み

↓

中間前金払支払請求書（請負代金額の10分の２以内）、
中間前金払保証証書、契約書（写し）
＜工事予算課へ提出＞

受理 → 中間前払金の支払い
＜工事予算課＞

↓

振込 → 請負者指定の預託金融機関